

(様式第1号 道民意見提出手続の意見募集要領)

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

平成27年11月5日

1 計画等の案の名称

北海道森林づくり条例の改正(素案)

2 参考資料の名称

- (1) 北海道森林づくり条例の改正(素案)について
- (2) 「北海道森林づくり条例」の改正について(概要)
- (3) 北海道森林づくり条例

3 計画等の案及び参考資料の入手方法

- (1) 北海道のホームページ(水産林務部総務課ホームページ)への掲載
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/index.htm>)
- (2) 以下の場所で閲覧及び配布
 - ア 北海道水産林務部総務課(11F)
 - イ 北海道総務部法務法人局法制文書課行政情報センター(道庁別館3F)
 - ウ 各総合振興局及び振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー
 - エ 各総合振興局産業振興部林務課及び各振興局産業振興部林務課
 - オ 各総合振興局森林室及び各振興局森林室

4 意見等の募集期間

平成27年11月5日(木)～平成27年12月4日(金)

5 意見等の提出方法及び提出先

- (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部総務課(林務企画グループ)
- (2) ファクシミリ 011-232-4140
- (3) 電子メール suirin.somu1@pref.hokkaido.lg.jp

6 意見交換会の開催

北海道森林づくり条例(素案)についてご説明し、出席された方々からご意見を伺う意見交換会を次のとおり開催します。

なお、説明会の会場では、文書で意見を提出していただいても結構です。

開催地	日時	会場
札幌市	11月5日(木)14:00-16:00	北農健保会館
北斗市	11月11日(水)14:00-16:00	北斗市総合文化センター かなでーる
網走市	11月12日(木)13:30-15:30	オホーツク総合振興局
釧路市	11月12日(木)14:00-16:00	釧路市中部地区コミュニティセンター コアかがやき
帯広市	11月13日(金)14:00-16:00	十勝総合振興局
旭川市	11月16日(月)14:00-16:00	旭川市永山公民館

7 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方と共に平成28年2月下旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に

準じて行います。

8 その他

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
- (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがあります。
- (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
- (5) 説明会での意見は、当課において文書化して、郵便等で提出された意見と同様に取り扱います。
- (6) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。

問い合わせ先

水産林務部総務課(林務企画グループ)

電話011-204-5458